

学校いじめ 防止基本方針

令和5年3月改訂

横浜市立境木小学校

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

管理職、児童支援専任教諭、教務主任、学年主任等の複数の教職員によって構成される。また、必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。（スクールカウンセラー、SSW等）

(2) 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的開催する。また、いじめの疑いがあった段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長は学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

- ・児童が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる「居場所づくり」を進めます。
- ・教員が公開授業を行って互いの授業を参観し合う機会を設け、授業改善を行い「わかる授業づくり」に取り組みます。
- ・全校遠足や境木チャレンジカップ等、縦割り活動による異年齢集団の活動を通して、自己の存在の大切さや集団への帰属意識、自己有用感がもてるようにします。
- ・「こどもの社会的スキル 横浜プログラム」を活用した集団作りを行います。
- ・インターネットを通じた、いじめ防止に向けて、関係機関専門家を講師として招聘して情報教育モラルの推進を図ります。
- ・児童会を中心に「あいさつ運動」に取り組み、人とのかかわりを大切にしながら、自尊感情の醸成に取り組みます。

(2) いじめの早期発見

- ・いじめを見逃さない体制と迅速な情報交換をする教職員体制を構築します。
- ・いじめ相談担当窓口は児童支援専任とします。
- ・子どもが学校において安心して相談できる人間関係を築くとともに、関係機関との教育相談体制を構築します。
- ・いじめを見抜く教職員の豊かな感性や人権感覚を磨きます。
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進に取り組みます。
- ・児童会を中心に話し合い活動を充実し横浜こども会議への参加を通して、風通しの良い教職員と子ども、子ども同士の人間関係を醸成し児童の変化を把握するようにします。
- ・年2回のいじめアンケートとYP アセスメントを行い、子ども人間関係を把握して適切な支援を行います。
- ・保護者面談を行い、いじめの早期発見に努めその解決を図ります。
- ・児童及び保護者からのいじめの疑いのあるような訴えや連絡等があった場合は、いじめ防止対策委員会を開き、教職員による聞き取りを行うなど、迅速に対処します。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめ防止対策委員会において組織的な対応を徹底します。
- ・児童の日常的な観察や学校での状況を面談等の機会を捉えて保護者に知らせたり、経過について定期的に報告したりして、児童と保護者の支援を行います。
- ・いじめの被害があった場合には、被害児童の保護を最優先するとともに、加害児童及び保護者に対しては、確かな根拠に基づき、厳正にして適切な指導により解決を図ります。
- ・必要に応じて、警察署等関係機関、専門機関との連携を図り、迅速に対応します。

(4) いじめの解消

《いじめの解消の要件》

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

学校いじめ防止対策委員会において、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

(5) 教職員等への研修

- ・教職員は具体的事例、事案対処の方策等について、「児童理解研修」や「いじめ防止研修」、子ども同士の人間関係をとらえる能力を高める「横浜プログラム研修」を行い、いじめを見抜く目と感性を磨き、課題解決のための指導力向上を目指します。

(6) 学校運営協議会等の活用

- ・学校運営協議会を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、連携・協働して解決する仕組みづくりを推進します。

(7) 取組の年間計画

4月	いじめ防止対策委員会設置 いじめ防止基本方針の確認 いじめの定義・児童理解研修 家庭訪問	〈授業づくり〉 ・重点授業研究会 〈集団づくり〉 ・学級目標 ・学級経営 (所属意識、 規範意識の醸成) ・集会活動、行事 ・縦割り活動
5月	いじめ防止アンケート①(記名式) 家庭訪問	
6月	YP アセスメント(1回目) 学校説明会	
7月	いじめ防止研修実施	
8、9月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修	
10月	あいさつ運動・個人面談・横浜いじめ防止会議との連動取組	
11月	個人面談	
12月	人権週間の取り組み ・いじめアンケート②(横浜市統一：無記名)	
1月	YP アセスメント(2回目)	
2月	学校運営協議会	
3月	年間の振り返り、新年度への引継ぎ	
年間	いじめ防止対策委員会(月1回・随時)	

※職員会議に児童理解のための情報交換・共有のための時間を設ける。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

次のいずれかに該当する場合は、いじめの重大事態又は重大事態の疑いに当たる。

- ア いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(法第28条第1項第1号)。
- イ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(法第2条第1項第2号)。
- ウ 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき(法第28条第1項附帯決議)。

「いじめにより」とは、法第28条第1項各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、アの「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

イの「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校・教育委員会事務局が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童又は保護者からの申立て

は、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 発生の報告

重大事態の調査は、事実関係が確定した段階で行うのではなく、「疑い」が生じた段階で速やかに開始しなければならない。

重大事態に該当するか否かの判断は、学校、学校教育事務所又は人権教育・児童生徒課が行い、いずれかが重大事態（「疑い」を含む。）を探知したら、速やかに対処方針を共有する。

重大事態（「疑い」を含む。）に該当すると判断した時は、学校は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

【令和5年3月改訂】